

(5) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	植栽花壇 水棲植物園、野鳥園、子供の森、西洋庭園 希望のくに、三ツ池園地、トリム広場、ピクニックの森		○
2 [休養施設]	ベンチ 247脚 (うち野球場・ソフトボール場51脚、テニスコート51脚、 サッカー場20脚、ラグビー場8脚)		○
	炊飯場 50区画	○	
3 [遊戯施設]	ブランコ 二連ブランコ(踏板式) 2		○
	鉄棒 2		○
	複合遊具 1		○
	健康遊具 4		○
4 [運動施設]	ソフトボール場 6面	○	
	軟式野球場 第一野球場(芝有) 4面 第二野球場(芝有) 7面	○	
	サッカー場 2面	○	
	テニスコート クレーコート 8面 ハードコート 14面	○	
	グラウンド 希望の国グラウンド 1面 三ツ池グラウンド 1面	○	

			○
5 [便益施設]	駐車場 19箇所 (977台収容うち障害者用27台)		○
	便所 17箇所 (鉄筋コンクリート造り38.86㎡) 4 (鉄筋コンクリート造り53.50㎡) 3 (軽量鉄骨ラーメン造り5.92㎡) 3 (FRP製3.81㎡) 2 (FRP製2.97㎡) 2 (FRP製4.32㎡) 1 (鉄骨造 4.17㎡) 1 (事務所) 1		○
	自動販売機 18台		○
6 [管理施設]	管理センター プレハブ造 75.83㎡		○
	車庫 プレハブ造 31.10㎡		○
	門扉9基 鉄製引き戸門扉5基 開閉式ゲート4基		○
	照明 ソーラー灯16基 トイレ灯7基 外灯(管理センター内) 1基		○
7 [防災施設]	へりポート 2,449㎡		○

(6) 主な建物（建築物）

・秋ヶ瀬公園 建物一覧表参照（別紙1）

3 施設供用日、供用時間等

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
ソフト ボール場	4年4月1日から 5年3月31日まで 359日間	午前8時30分から 午後5時まで	12月29日から 1月3日まで
野球場	4年4月1日から 5年3月31日まで 359日間	午前8時30分から 午後5時まで	12月29日から 1月3日まで
サッカー場	4年4月1日から 5年3月31日まで 359日間	午前8時30分から 午後5時まで	12月29日から 1月3日まで
ラグビー場	4年4月1日から 5年3月31日まで 359日間	午前8時30分から 午後5時まで	12月29日から 1月3日まで
テニスコート	4年4月1日から 5年3月31日まで 359日間	午前8時30分から 午後4時30分まで	12月29日から 1月3日まで
テニスコート (早朝)	4年8月1日から 4年10月16日まで 26日間	午前6時30分から 午前8時30分まで	8月から10月の 平日
管理センター	4年4月1日から 5年3月31日まで 359日間	午前8時30分から 午後5時00分まで (早朝貸出日は午前6 時30分から)	12月29日から 1月3日まで

公園ゲート (3箇所)	365日間	午前5時から 午後7時まで	
----------------	-------	------------------	--

4 職員体制

(1) 職員配置

(2) 勤務体制

(単位：人)

		土・日	月	火～金	勤務時間	備 考
日 勤 帯	常 勤	2～3	1～2	2～3	8：30～17：15	
	非常勤	4～5	4～5	4～5	8：30～17：15	
	臨 時	1		1	8：30～17：15	
	計	6～8	5～7	6～8	8：30～17：15	
朝 夜 帯	常 勤	1			6：00～8：30	早朝テニス実施日
	非常勤	1			6：00～8：30	
	臨 時				～	
	計	2			～	

5 管理実態

(1) 園地区

- ・秋ヶ瀬公園 園地区参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・秋ヶ瀬公園 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・秋ヶ瀬公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・秋ヶ瀬公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気（契約種別・契約電力） 電灯B（20A） 従量電灯B（50A） 低圧電力（22KW） 従量電灯C（20KVA）×2 自販機（30A）
○電話 2回線
○上水道（契約口径・引込数） 契約口径：75mm 引込数：1箇所
○ガス（用途） 事務所コンロ等（プロパンガス）
○軽油（用途） トラック燃料

(5) 遊具点検

[主な遊具] 二連ブランコ（踏板式）2、鉄棒2、複合遊具1、健康遊具4

- ・外注分 専門業者による点検を年1回実施している。
- ・直営分 目視及び触診で破損、ぐらつき、腐食、ボルト緩み、摩耗等の点検油さし、調整等

(6) 運動施設管理（建築物を伴うものを除く）

- ・ テニスコート面のラインの引き直し（外注分）
- ・ ソフトボール場、野球場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、グラウンド2面の砂入れ、転圧、塩化カルシウムの散布等の通常管理（直営分）

(7) 修繕リスト

- ・ 秋ヶ瀬公園 修繕工事一覧参照（別紙6）

(8) 有料施設の利用状況

- ・ 秋ヶ瀬公園 有料施設利用状況参照（別紙7）

(9) 設置・占用・行為許可の状況

- ・ 秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙8）

(10) 貸与可能備品

- ・ 秋ヶ瀬公園 備品台帳参照（別紙9）

6 特記事項

- 埼玉県県営公園施設予約サービスによる有料施設の予約受付
野球場、ソフトボール場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、炊飯場の予約受付は埼玉県県営公園施設予約サービスにより行っている。
また、このサービス利用のための利用者登録受付及び貸出業務を行っている。

- 野鳥園、水棲植物園、ピクニックの森等の管理については、県生態系保護協会、野鳥の会からの要請に基づき、生態系保護ゾーンとしての管理（自然な状態で管理）を行っている。
これらの生態系保護ゾーンには、希少動植物が棲息しているので、希少動植物の保護の観点からの管理を行っている。営巣繁殖中は、周辺での騒音（草刈り、工事など）を控えている。また、希少植物の生育に影響を及ぼす外来種の駆除などを行っている。
自然保護、環境教育などの各種団体が、本公園をフィールドに活動しており、これらの団体の意見を管理に反映している。
自然豊かな立地のため、マムシ、スズメバチほか危険な生物からの利用者の安全への配慮が必要となる。

- 公園内給排水
公園内の給水は、一旦、管理センター（鴨川堤内側）の受水槽に受けて、そこから園内へ引いている。
公園内の排水は、台風や大雨時荒川に流れ込むようになっている。通常の雨や水飲場の排水は、池や堀に自然に浸透される構造となっている。

- 県治水事業への協力
秋ヶ瀬公園管理センターの受水槽から県の鴨川排水機場のポンプの冷却水を給水しており、その水道料金を負担している。
（令和3年度の鴨川排水機場の稼働実績はなし）

- 河川増水時における施設・工作物の撤去
秋ヶ瀬公園の区域は荒川の堤外地であり、下流域での荒川の氾濫を防止するための遊水池機能を有しており、河川の水位が上昇し、冠水が予測される場合には、施設・工作物の撤去等の対応を行う。対応は迅速に行わなければならない、人手が必要となる。冠水後は園地のゴミの撤去、清掃等を実施する必要がある。
また、荒川上流河川事務所の履行検査時（大宮公園事務所が受検）に施設撤去等の作業が必要である。（3年に1度）
 - ・ 主な撤去物件
 - サッカーゴール
 - バックネット
 - 浄化槽トイレのブロアー

防球ネット

自動販売機

- ・河川増水による工作物の撤去実績

平成 29 年度 1 回、平成 30 年度 2 回、令和元年度 2 回、令和 2 年度 3 回

- 台風接近による暴風雨時や降雪時は、状況に応じ、安全管理上、利用者を退去させた後、公園を閉鎖、開園の中止などの措置を講じている。

- 秋ヶ瀬公園幹線園路の現状

秋ヶ瀬公園の幹線園路の現状は、羽根倉橋と秋ヶ瀬橋を結ぶ幹線道路となっていて、公園利用者よりも一般車両による通過が多く、相当の速度で走行している。道路法上の道路ではなく単なる公園の園路であるが、道路交通法は適用されている。

なお、平成 15 年度に交通死亡事故が発生している。平成 28 年度に減速凹凸舗装、徐行表示修繕を行った。

- 臨時駐車場について

利用者の多い時期は、駐車場が不足し、幹線園路への不当駐車が発生する。その時は、人員を配置し臨時駐車場を開設している。

- 放置車両、粗大ゴミ

河川敷に位置しているので放置車両や粗大ゴミの不法投棄が後を絶たない。

令和 3 年度実績	放置車両	0 台
	粗大ゴミ	9 立方メートル

- 事故、事件等の発生が多く、警察・消防と連携し、対応している。

令和 3 年度実績	交通事故等	1 件
	自殺	2 件
	放火	0 件
	その他の犯罪	5 件

- 西洋庭園について

西洋庭園として設置した公園施設の池及び噴水は廃止しており、現指定管理者は自主事業としてこの場所でバーベキューサービスを実施している。

- ゴミ箱の設置

家庭ゴミの搬入防止や、環境負荷低減の公園利用を推進するため、園内にゴミ箱は設置していない。

- 喫煙所の設置

園内は全面禁煙となっていることから設置なし。

○ 主な自主事業

- ・炊飯場
- ・バーベキュー広場（園内の一地域をバーベキューエリアとして指定）
（平成18年度から開始 令和3年度はコロナウィルスの影響により一部中止）
- ・生涯スポーツ広場（ターゲットバードゴルフ場として主に利用されている）
- ・自動販売機の設置 18台

秋ヶ瀬公園 建物一覧表

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 (m^2)	延床面積 (m^2)
便所	平成11年5月31日		鉄筋コンクリート造	1	38.86	38.86
便所	平成11年5月31日		鉄筋コンクリート造	1	38.86	38.86
便所	平成11年5月31日		鉄筋コンクリート造	1	38.86	38.86
便所	平成11年5月31日		鉄筋コンクリート造	1	38.86	38.86
便所	平成6年6月15日		F. R. P	1	2.97	2.97
便所	平成7年12月20日		F. R. P	1	3.81	3.81
便所	平成7年12月20日		F. R. P	1	3.81	3.81
便所	平成7年12月20日		軽量鉄骨造	1	5.92	5.92
便所	平成7年12月20日		軽量鉄骨造	1	5.92	5.92
便所	平成7年12月20日		軽量鉄骨造	1	5.92	5.92
便所	平成10年3月31日		鉄筋コンクリート造	1	53.50	53.50
便所	平成10年3月31日		鉄筋コンクリート造	1	53.50	53.50
便所	平成10年3月31日		鉄筋コンクリート造	1	53.50	53.50
倉庫・便所	平成5年7月21日		プレハブ造	1	42.50	42.50
車庫	平成5年7月21日		プレハブ造	1	31.10	31.10
管理センター・便所	平成15年4月1日		プレハブ造	1	75.83	75.83
計					493.72	493.72

秋ヶ瀬公園



秋ヶ瀬公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
1	園地管理業務	公園内の草地・芝地部分については、野球場などは5cm以下、広場・庭園は10cm以下、保全区域を除く園路脇を20cm以下に年間を通して草高管理を行う。低木、寄植については、現況を基本に視距を確保する
		<p>公園除草</p> <p>芝・草地管理 性能管理(草高20cm以下) 1 年</p> <p>植栽管理</p> <p>寄植・生垣管理 性能管理 1 年</p> <p>高木軽剪定 落葉広葉樹 幹周60cm以上90cm未満 5 本</p> <p>落葉広葉樹 幹周120cm以上150cm未満 2 本</p> <p>落葉広葉樹 幹周150cm以上180cm未満 2 本</p> <p>落葉広葉樹 幹周180cm以上210cm未満 1 本</p> <p>常緑針葉樹 幹周90cm以上120cm未満 4 本</p> <p>枯損木処理 人力伐採 幹周60cm以上90cm未満 2 本</p> <p>人力伐採 幹周90cm以上120cm未満 2 本</p> <p>人力伐採 幹周120cm以上150cm未満 1 本</p> <p>人力伐採 幹周150cm以上200cm未満 1 本</p> <p>トラック運搬(2t) 運搬距離 16.0km以下 DIDあり 10 台</p>
		<p>枯枝剪定 13m未満 幹周90cm以上120cm未満 31 本</p> <p>発生材処分工 令和2年度実績 31.5 t</p> <p>令和3年度実績 0.0 t</p> <p>トラック運搬(2t) 令和2年度実績 運搬距離16.6km以下 1 台</p> <p>令和3年度実績 運搬距離16.6km以下 0 台</p>
		<p>【直営管理】</p> <p>除草管理</p> <p>芝・草地管理 (草高5cm・10cm以下) 対象面積307,350㎡ 1 年</p>
		<p>樹木管理</p> <p>下枝除去、枯損木処理、切り株処理、チップ化工(園内発生材)、チップ敷均等</p>
		<p>運動施設管理</p> <p>テニスコート ローラー・ブラシ掛け 2,400 m² 242回/年</p> <p>テニスコート 中目砂散布 2,400 m² 10m³/年</p> <p>テニスコート 表層安定剤散布 2,400 m² 18回/年</p> <p>野球場 レーキ掛け 109,000 m² 85回/年</p> <p>野球場 山砂散布 109,000 m² 133m³/年</p>

秋ヶ瀬公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
2	清掃業務	建物清掃 日常清掃 (床掃き、モップ拭き清掃、屑ゴミの処理、扉・窓の拭き清掃、衛生器具類の清掃、 トイレトペーパー・水石鹼補充等) 管理事務所 75 m ² × 週1日 トイレ 2箇所 3 穴 × 週1日 定期清掃 (床の洗浄・ワックス掛け、窓ガラス拭き、ブラインド清掃、照明器具清掃等) ガラス面 36 m ² × 年1回 床ワックス 75 m ² × 年4回 照明器具 13 個 × 年1回 園地清掃 (ゴミ収集・分別処理、水辺清掃、排水溝清掃、便所清掃・ペーパー補充等) 運動施設 246,314 m ² × 107日 一般清掃 466,668 m ² × 107日 池清掃 12,349 m ² × 107日 トイレ 14箇所 84 穴 × 221日 炊飯場カマド清掃 6 人 × 85日 塵芥運搬 週1回
3	警備業務	園内の年間夜間及び昼間の巡回警備、車止め施錠開閉(解錠:午前5時、施錠:午後7時)。 園内の利用状況(ゴミの散乱状況、便益施設の利用状況、禁止行為の状況等)の把握と利用者への指導。 早朝警備(午前4時から午前8時) 2人体制 365日 夜間警備(午後4時から午後8時) 2人体制 365日 閉園日警備(午前4時から午後8時) (12/29~1/3) 2人体制 6日
4	機械警備業務	管理事務所の機械警備
5	受水槽清掃業務	水道法に基づく受水槽の点検清掃及び水質検査(年1回)
6	浄化槽保守管理業務	浄化槽法に基づく保守点検(年4回)及び水質検査
7	浄化槽汚泥引抜き清掃	無放流タイプの汚水処理システム等浄化槽類の汚泥引抜き清掃(63.7m ³ /年1回)
8	汲取りトイレし尿収集運搬	汲み取り処理量(年1回 令和3年度実績 0m ³)
9	不法投棄物処分	粗大ゴミ 9m ³

※平成30年度から令和4年度まで警備業務契約、清掃業務、園地管理業務は、5年間の複数年契約。

秋ヶ瀬公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和2年度	令和3年度
管理 経費	人件費	42,124	45,739
	消耗品費	5,296	4,540
	修繕費	5,094	2,356
	光熱水費	4,252	4,657
	責任保険料	442	442
	手数料	10,659	3,218
	委託料	19,868	35,428
	租税公課	6	31
	その他	16,260	20,278
	合計	104,001	116,689

収 入	委託料収入	88,783	85,996
	利用料金収入	14,062	21,087
	自主事業収入	4,541	4,799
	合計	107,386	111,882

管理費経費－収入	-3,385	4,807
----------	--------	-------

秋ヶ瀬公園 主要設備機器一覧表

機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
受水槽	F R P パネル 1 槽式 有効容量 1 0 m ³	1	ポンプ室付
自動給水設備	加圧給水ポンプ 並列運転 φ 50mm × φ 100mm × 950ℓ/min × 55m × 5.5kw × 3台	1	H17.2交換、隣接する鴨川排水機場に分水
変圧器	A V R 2 3 2 0 型	1	
自然浄化式汚水処理設備	T S S 汚水処理システム 無放流タイプの土壌処理装置(180人槽)	3	利用状況により、1~2年に1回程度の汚泥引抜き清掃が必要
	T S S 汚水処理システム 無放流タイプの土壌処理装置(130人槽)	4	
浄化槽	分離接触ばっ気方式(50人槽)	6	
	分離接触ばっ気方式(5人槽)	1	管理事務所
	担体流動生物方式(5人槽)	1	管理事務所
外灯	ソーラー灯 18W ソーラーパネル 蓄電池 一式	16	
	NH180W ポール高さ4.5m	10	

秋ヶ瀬公園 有料施設利用状況

月別	日数	第一野球場								第二野球場						ソフトボール場						サッカー場									
		一般				学生				一般			学生			一般			学生			一般			学生						
		県内	県外	無料	計	県内	県外	無料	計	県内	県外	無料	計	県内	県外	無料	計	県内	県外	無料	計	県内	県外	無料	計	県内	県外	無料	計	県内	県外
4	30	8	0	32	11	0	51	50,390	26	4	43	20	0	93	128,780	23	5	15	7	3	53	67,750	9	1	9	1	0	20	29,610		
5	31	1	1	28	16	0	46	44,480	20	3	38	36	0	97	132,540	15	0	20	23	3	61	66,060	11	0	10	0	0	21	30,080		
6	30	1	0	11	6	0	18	17,170	17	0	25	12	0	54	72,380	15	1	9	6	0	31	39,940	7	0	1	0	0	8	14,100		
7	31	3	0	29	3	0	35	30,840	20	0	36	9	0	65	84,130	32	0	4	8	3	47	62,720	3	0	11	1	0	15	17,390		
8	31	2	0	33	7	0	42	37,070	14	0	43	17	0	74	90,710	35	0	9	1	5	50	63,140	3	1	12	1	0	17	21,150		
9	30	3	0	23	2	0	28	24,990	20	1	23	14	1	59	81,780	29	0	1	23	1	54	73,220	2	2	6	2	0	12	17,860		
10	31	1	0	27	7	0	35	30,820	21	3	42	21	0	87	117,030	29	1	14	10	5	59	70,500	10	2	7	2	0	21	33,840		
11	30	2	0	47	10	0	59	51,500	26	5	59	24	0	114	152,280	41	2	21	13	4	81	100,660	5	2	9	3	0	19	27,730		
12	28	2	0	23	4	0	29	25,760	12	2	34	15	0	63	81,310	33	0	6	8	3	50	65,850	9	0	3	0	0	12	19,740		
1	28	3	0	47	8	0	58	50,730	12	0	72	14		98	109,980	30	0	12	5	0	47	62,310	8	2	9	1	0	20	30,550		
2	28	2	0	25	17	0	44	42,530	17	4	35	11	1	68	91,650	45	0	12	7	2	66	88,200	11	1	8	0	0	20	31,020		
3	31	2	0	37	15	0	54	49,550	20	5	28	21	0	74	107,630	59	0	16	11	3	89	117,980	13	2	4	2	0	21	36,660		
合計	359	30	1	362	106	0	499	455,830	225	27	478	214	2	946	1,250,200	386	9	139	122	32	688	878,330	91	13	89	13	180	206	309,730		

月別	日数	テニス場							ラグビー場							炊飯場				バーベキューエリア				バーベキューサービス	
		一般			学生				一般			学生				件数	無料	計	金額	件数	無料	計	金額	件数	金額
		県内	県外	無料	県内	県外	無料	計	県内	県外	無料	県内	県外	無料	計	面	面	面	円	面	面	面	円	面	円
4	30	1,299	61	16	0	7	1,383	711,270	13	4	0	0		17	35,270	42	0	42	44,100	0	0	0	0	11	4,081
5	31	1,213	104	9	5	6	1,337	777,870	7	2	3	3	0	15	25,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	30	826	62	8	0	8	904	488,960	5	5	1	0	0	11	24,440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	31	1,045	59	22	4	12	1,142	624,880	9	4	1	1	0	15	30,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	31	1,239	82	58	3	7	1,389	708,400	15	1		1	0	17	32,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	30	1,303	95	30	2	11	1,441	760,830	9	1	4	2	0	16	26,320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	31	1,349	75	9	0	4	1,437	775,020	4	3	2	4	0	13	23,500	10	0	10	10,500	0	0	0	0	0	0
11	30	1,424	85	11	3	4	1,527	824,170	8	2	5	1	0	16	26,790	193	3	196	202,650	0	0	0	0	527	236,082
12	28	1,226	86	26	3	3	1,344	706,890	11	1	1	1	0	14	25,850	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	28	1,301	85	14	1	5	1,406	758,070	9	0	4	6	0	19	29,140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	28	1,273	70	14	0	1	1,358	721,500	5	3	3	1	0	12	22,090	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	31	1,313	81	59	3	4	1,460	751,960	11	2	3	2	0	18	31,960	97	1	98	101,850	0	0	0	0	0	0
合計	359	14,811	945	276	24	72	16,128	8,609,820	106	28	27	22	0	183	334,640	342	4	346	359,100	0	0	0	0	538	240,163

月別	日数	生涯スポーツ				新スポーツ				スポーツエリア	
		団体		個人		無料	計	金額	金額合計		
		県内	県外	県内	県外					件	件
4	30	12	0	4	0	3	0	0	19	27,220	1,098,921
5	31	8	0	24	0	4	0	0	36	34,490	1,111,370
6	30	2	0	27	0	3	0	0	32	23,480	680,470
7	31	6	0	16	0	5	0	0	27	28,240	878,750
8	31	8	0	16	0	1	0	0	25	22,980	975,880
9	30	8	0	19	0	2	0	0	29	26,640	1,011,640
10	31	10	0	6	0	2	0	0	18	23,020	1,084,230
11	30	12	0	15	0	3	0	0	30	32,940	1,654,802
12	28	12	0	3	0	2	0	0	17	24,600	950,000
1	28	16	0	16	0	2	0	0	34	38,160	1,078,940
2	28	16	0	8	0	3	0	0	27	32,460	1,029,450
3	31	20	0	6		3	0	0	29	38,480	1,236,070
合計	359	130	0	160	0	33	0	0	323	352,710	12,790,523

*無料分は障害者の利用に係るものである。

秋ヶ瀬公園
設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	日数
設置	へりポート		2,788.37m ²	H29.04.01	R9.03.31	10年
設置	車止、案内板			H29.04.01	R9.03.31	10年
設置	標識版(鳥獣保護区制札)			H30.04.01	R10.03.31	10年
設置	警報装置6基及び情報施設 3,103m ²			H26.04.01	R6.03.31	10年
設置	修景施設(植栽)			H30.04.01	R5.03.31	5年
設置	便益施設(自動販売機) 18台			H30.04.01	R5.03.31	5年
設置	逆流防止樋門及び取付護岸			R2.04.01	R12.03.31	10年
設置	水位計		0.3m ² ×2か所	H31.04.01	R6.03.31	5年
占用	水道管310m×4cm、排水管20 m ² 、電線管20m×5.4cm			R2.04.01	R5.03.31	3年
占用	本柱23本、支線16本、支柱6 本、小柱1本、小柱支線1 本、電線3,321m			R3.04.01	R6.03.31	3年
占用	本柱7本、支線5本、電線 537m			H31.04.01	R11.03.31	10年
占用	鋼管柱4本、電線50m			H30.04.01	R5.03.31	5年

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 4. 2	R3. 4. 2	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 4. 2	R3. 4. 2	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 4. 4	R3. 4. 4	1
行為	ドッグスポーツ競技会			R3. 4. 4	R3. 4. 4	1
行為	埼玉県警察囃託警察犬審査会			R3. 4. 8	R3. 4. 9	2
行為	結婚式の前撮り写真			R3. 4. 22	R3. 4. 22	1
行為	犬の競技会			R3. 4. 24	R3. 4. 25	2
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 4. 26	R3. 4. 26	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 4. 28	R3. 4. 28	1
行為	駐車場			R3. 5. 2	R3. 5. 2	1
行為	駐車場			R3. 5. 5	R3. 5. 5	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3. 5. 8	R3. 5. 8	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3. 6. 5	R3. 6. 5	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3. 5. 20	R3. 5. 20	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 4. 1	R3. 4. 1	1
行為	駐車場			R3. 4. 29	R3. 4. 29	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 4. 13	R3. 4. 13	1
行為	スチール撮影			R3. 4. 2	R3. 4. 2	1
行為	スチール撮影			R3. 4. 5	R3. 4. 5	1
行為	ディスクドッグ競技会			R3. 4. 10	R3. 4. 10	1
行為	雑誌のスチール撮影			R3. 4. 1	R3. 4. 1	1
行為	ディスクドッグ競技会			R3. 4. 10	R3. 4. 11	2
行為	物品販売			R3. 4. 11	R3. 4. 11	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 5. 28	R3. 5. 28	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 5. 18	R3. 5. 18	1
行為	駐車場			R3. 5. 28	R3. 5. 28	1
行為	駐車場			R3. 6. 16	R3. 6. 16	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 4. 23	R3. 4. 23	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3. 6. 3	R3. 6. 3	1
行為	スチール撮影			R3. 4. 7	R3. 4. 7	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	結婚式の前撮り写真			R3.4.7	R3.4.7	1
行為	動画撮影			R3.4.14	R3.4.14	1
行為	写真撮影			R3.4.15	R3.4.15	1
行為	動画撮影			R3.4.15	R3.4.15	1
行為	スチール撮影			R3.4.16	R3.4.16	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.4.18	R3.4.18	1
行為	物品販売			R3.4.25	R3.4.25	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.5.21	R3.5.21	1
行為	ルアーコーシング練習			R3.4.17	R3.4.17	1
行為	スチール撮影			R3.4.20	R3.4.20	1
行為	ドローンの飛行訓練			R3.4.19	R3.4.19	1
行為	スチール撮影			R3.4.23	R3.4.23	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3.5.26	6/2	
行為	テレビ撮影			R3.4.19	R3.4.19	1
行為	スチール撮影			R3.4.21	R3.4.21	1
行為	スチール撮影			R3.5.15	R3.5.15	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.5.29	R3.5.29	1
行為	犬の競技会			R3.5.8	R3.5.9	2
行為	物品販売			R3.5.9	R3.5.9	1
行為	物品販売			R3.5.9	R3.5.9	1
行為	ディスクドッグ大会			R3.5.9	R3.5.9	1
行為	スチール撮影			R3.4.22	R3.4.22	1
行為	ミュージックビデオ撮影			R3.5.6	R3.5.6	1
行為	スチール撮影			R3.4.27	R3. 4. 27	1
行為	スチール撮影			R3.5.11	R3.5.11	1
行為	スチール撮影			R3.4.28	R3.4.28	1
行為	スチール撮影			R3.4.28	R3.4.28	1
行為	スチール撮影			R3.4.28	R3.4.28	1
行為	スチール撮影			R3.4.26	R3.4.26	1
行為	結婚式前撮り撮影			R3.5.12	R3.5.12	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	役員臨時駐車場			R3.6.3	R3.6.4	2
行為	スチール撮影			R3.5.6	R3.5.6	1
行為	結婚式前撮り撮影			R3.5.6	R3.5.6	1
行為	スチール撮影			R3.5.10	R3.5.10	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.5.26	R3.5.26	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.6.1	R3.6.1	1
行為	駐車場			R3.6.27	R3.6.27	1
行為	ミュージックビデオの撮影			R3.5.10	R3.5.11	2
行為	婚礼前撮り			R3.5.26	R3.5.26	1
行為	駐車場			R3.6.5	R3. 6. 5	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.5.25	R3.5.25	1
行為	スチール撮影			R3.5.17	R3.5.17	1
行為	スチール撮影			R3.5.20	R3.5.20	1
行為	スチール撮影			R3.5.18	R3.5.18	1
行為	テレビ撮影			R3.5.17	R3.5.17	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.6.7	R3.6.7	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.6.22	R3. 6. 22	1
行為	テレビ撮影			R3.6.3	R3.6.3	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.6.18	R3.6.18	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.7.12	R3.7.12	1
行為	スチール撮影			R3.5.24	R3.5.24	1
行為	スチール撮影			R3.5.26	R3.5.26	1
行為	スチール撮影			R3.6.1	R3.6.1	1
行為	運動会			R3.6.26	R3.6.26	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.5.25	R3.5.25	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.7.13	R3.7.13	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.7.16	R3.7.16	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.6.2	R3.6.2	1
行為	スチール撮影			R3.6.2	R3.6.2	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.6.9	R3.6.9	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	スチール撮影			R3.6.7	R3.6.7	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.6.8	R3.6.8	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.7.15	R3.7.15	1
行為	スチール撮影			R3.6.10	R3.6.10	1
行為	ファッション撮影			R3.6.11	R3.6.11	1
行為	ディスクドッグ競技会			R3.7.10	R3.7.11	2
行為	物品販売			R3.7.11	R3.7.11	1
行為	物品販売			R3.7.11	R3.7.11	1
行為	結婚式の前撮り			R3.6.8	R3.6.8	1
行為	スチール撮影			R3.6.11	R3.6.11	1
行為	動画撮影			R3.6.21	R3.6.21	1
行為	スチール撮影			R3.6.15	R3.6.15	1
行為	駐車場			R3.7.11	R3.7.19	9
行為	テレビ撮影			R3.6.22	R3.6.22	1
行為	スチール撮影			R3.6.18	R3.6.18	1
行為	スチール撮影			R3.6.16	R3.6.16	1
行為	駐車場			R3.6.19	R3.6.19	1
行為	スチール撮影			R3.6.22	R3. 6. 22	1
行為	スチール撮影			R3.6.30	7/2	
行為	スチール撮影			R3.6.29	R3. 6. 29	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.8.23	R3.8.23	1
行為	スチール撮影			R3.6.29	R3.6.29	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.9.28		
行為	駐車場			R3.7.2	R3.7.3	2
行為	駐車場			R3.8.18	R3.8.25	7
行為	ディスクドッグ競技会			R3.7.3	R3.7.3	1
行為	ディスクドッグ競技会			R3.7.4	R3.7.4	1
行為	動画撮影			R3.7.8	R3.7.8	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.8.26	R3.8.26	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.7.27	R3.7.27	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	ディスクドッグ競技会			R3.7.18	R3.7.18	1
行為	ディスクドッグ競技会			R3.9.11	R3.9.12	2
行為	結婚式の前撮り写真			R3.9.7	R3.9.7	1
行為	スチール撮影			R3.7.20	R3.7.21	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.7.13	R3.7.13	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.8.6	R3.8.6	1
行為	スチール撮影			R3.7.21	R3.7.21	1
行為	スチール撮影			R3.7.19	R3.7.19	1
行為	スチール撮影			R3.7.21	R3.7.21	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.8.18	R3.8.18	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.8.19	R3.8.19	1
行為	車両のスチール撮影			R3.8.6	R3.8.6	1
行為	キャンプスチール撮影			R3.8.2	R3.8.2	1
行為	テレビCM撮影			R3.8.4	R3.8.4	1
行為	楽器の演奏、カラーガードの演技			R3.8.1	R3.8.1	1
行為	車両のスチール撮影			R3.8.5	R3.8.5	1
行為	動画撮影			R3.8.5	R3.8.5	1
行為	スチール撮影			R3.7.30	R3.7.30	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.6	R3.10.6	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.26	R3.10.26	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.8	R3.10.8	1
行為	駐車場			R3.10.5	R3.10.5	1
行為	スチール撮影			R3.8.5	R3.8.5	1
行為	駐車場			R3.10.31	R3.10.31	1
行為	スチール撮影			R3.8.23	R3.8.23	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.12	R3.10.12	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.14	R3.10.14	1
行為	スチール撮影			R3.8.11	R3.8.11	1
行為	スチール撮影			R3.8.13	R3. 8. 13	1
行為	メディア・小売店への展示			R3.8.12	R3.8.12	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	スチール撮影			R3.8.18	R3.8.18	1
行為	ディスクドッグ競技会			R3.10.23	R3.10.24	2
行為	スチール撮影			R3.8.18	R3.8.18	1
行為	スチール撮影			R3.8.19	R3.8.19	1
行為	スチール撮影			R3.8.19	R3.8.19	1
行為	動画撮影			R3.8.30	R3.8.31	2
行為	ディスクドッグ競技会			R3.9.4	R3.9.5	2
行為	物品販売			R3.9.5	R3.9.5	1
行為	物品販売			R3.9.5	R3.9.5	1
行為	物品販売			R3.9.5	R3.9.5	1
行為	スチール撮影			R3.8.24	R3. 8. 24	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.19	R3.10.19	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.9.16	R3.9.16	1
行為	スチール撮影			R3.8.23	R3.8.23	1
行為	スチール撮影			R3.8.31	R3.8.31	1
行為	運動会			R3.9.19	R3.9.19	1
行為	スチール撮影			R3.8.30	R3.8.30	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.19	R3.10.19	1
行為	ディスクドッグ競技会			R3.10.16	R3.10.17	1
行為	スチール撮影			R3.9.8	R3.9.8	1
行為	動画撮影			R3.9.3	R3.9.3	1
行為	スチール撮影			R3.9.14	R3.9.14	1
行為	スチール撮影			R3.9.6	R3.9.6	1
行為	スチール撮影			R3.9.6	R3.9.6	1
行為	スチール撮影			R3.9.10	R3.9.10	1
行為	スチール撮影			R3.9.10	R3.9.10	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.25	R3.11.25	1
行為	スチール撮影			R3.9.8	R3.9.8	1
行為	スチール撮影			R3.9.14	R3.9.14	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.29	R3.11.29	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.15	R3.10.15	1
行為	スチール撮影			R3.9.7	R3.9.7	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.25	R3.11.25	1
行為	CM撮影			R3.9.13	R3.9.14	1
行為	スチール撮影			R3.9.7	R3.9.7	1
行為	スチール撮影			R3.9.10	R3.9.10	1
行為	駐車場			R3.10.9	R3.10.9	1
行為	スチール撮影			R3.9.15	R3.9.15	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.9.13	R3.9.13	1
行為	犬の展覧会			R3.10.24	R3. 10. 24	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.18	R3.10.18	1
行為	動画の撮影			R3.9.19	R3.9.19	1
行為	動画の撮影			R3.9.20	R3.9.20	1
行為	スチール撮影			R3.9.16	R3.9.16	1
行為	駐車場			R3.11.3	R3.11.3	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.9.24	R3.9.24	1
行為	動画撮影			R3.9.17	R3.9.17	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.12	R3.10.12	1
行為	スチール撮影			R3.9.28	R3.9.28	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.15	R3.10.15	1
行為	駐車場			R3.9.19	R3.9.19	1
行為	映画撮影			R3.10.19	R3.10.19	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.10.28	R3.10.28	1
行為	ディスクドッグ競技会			R3.10.2	R3.10.3	2
行為	物品販売			R3.10.3	R3.10.3	1
行為	ディスクドッグ競技会			R3.10.30	R3.10.31	2
行為	物品販売			R3.10.31	R3.10.31	1
行為	結婚式の前撮り写真n			R3.10.8	R3.10.8	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	スチール撮影			R3.9.27	R3.9.27	1
行為	スチール撮影			R3.10.7	R3.10.7	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.9	R3.11.9	1
行為	警察犬訓練			R3.10.4	R3.10.4	1
行為	駐車場			R3.10.14	R3.10.14	1
行為	駐車場			R3.11.19	R3.11.21	3
行為	スチール撮影			R3.10.5	R3.10.5	1
行為	ディスクドッグ競技会			R3.11.13	R3.11.14	2
行為	ディスクドッグ競技会			R3.12.18	R3.12.19	2
行為	動画撮影			R3.10.8	R3.10.8	1
行為	駐車場			R3.12.11	R3. 12. 11	1
行為	動画撮影			R3.10.9	R3.10.9	1
行為	テレビ撮影			R3.10.21	R3.10.21	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.12	R3.11.12	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.18	R3.11.18	1
行為	運動会			R3.10.16	R3.10.16	1
行為	駐車場			R3.12.25	R3.12.25	1
行為	スチール撮影			R3.10.15	R3.10.15	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.12	R3.11.12	1
行為	スチール撮影			R3.10.12	R3.10.12	1
行為	フットボール大会			R3.10.31	R3.10.31	1
行為	映画撮影			R3.10.27	R3.10.27	1
行為	ドッグスポーツ競技会			R3.11.28	R3.11.28	1
行為	犬の展覧会			R3.11.20	R3.11.21	2
行為	駐車場			R3.11.26	R3.11.26	1
行為	スチール撮影			R3.10.26	R3.10.26	1
行為	スチール撮影			R3.10.18	R3.10.18	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.12.16	R3.12.16	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.15	R3.11.15	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.5	R3.11.5	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.8	R3.11.8	1
行為	駐車場			R3.10.24	R3.10.24	1
行為	駐車場			R3.11.6	R3.11.7	2
行為	動画撮影			R3.10.23	R3.10.23	1
行為	事故防止、運転の練習			R3.10.23	R3.10.23	1
行為	フットボール大会			R3.11.3	R3.11.3	1
行為	スチール撮影			R3.10.21	R3.10.21	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.12.16	R3.12.16	1
行為	駐車場			R3.11.9	R3.11.9	1
行為	駐車場			R3.11.10	R3. 11. 14	5
行為	結婚式の前撮り写真			R3.12.1	R3.12.1	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.11	R3.11.11	1
行為	動画撮影			R3.10.29	R3.10.29	1
行為	ディスクドッグ大会			R3.11.6	R3.11.7	1
行為	物品販売			R3.11.7	R3.11.7	1
行為	物品販売			R3.11.7	R3.11.7	1
行為	物品販売			R3.11.7	R3.11.7	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.22	R3.11.22	1
行為	スチール撮影			R3.11.4	R3.11.4	1
行為	映画撮影			R3.10.31	R3.10.31	1
行為	ディスクドッグ競技会			R4.1.15	R4.1.16	2
行為	スチール撮影			R3.11.2	R3.11.2	1
行為	犬イベント			R3.11.5	R3.11.7	3
行為	駐車場			R4.1.23	R4.1.23	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.11.26	R3.11.26	1
行為	スチール撮影			R3.11.10	R3.11.10	1
行為	スチール撮影			R3.11.10	R3.11.10	1
行為	スチール撮影			R3.11.10	R3.11.10	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	物品販売			R3.11.13	R3.11.13	1
行為	物品販売			R3.11.14	R3.11.14	1
行為	スチール撮影			R3.11.11	R3.11.11	1
行為	警察犬訓練			R3.11.17	R3.11.17	1
行為	スチール撮影			R3.11.19	R3.11.19	1
行為	スチール撮影			R3.11.19	R3.11.19	1
行為	スチール撮影			R3.11.22	R3.11.22	1
行為	結婚式の前撮り写真			R3.12.9	R3.12.9	1
行為	スチール撮影			R3.11.17	R3.11.17	1
行為	ミュージックビデオ撮影			R3.11.17	R3.11.17	1
行為	駐車場			R3.12.4	R3. 12. 4	1
行為	犬イベント			R3.11.19	R3.11.21	3
行為	物品販売			R3.11.20	R3.11.21	2
行為	フォグマシン・霧検証実験			R3.11.24	R3.11.24	1
行為	駐車場			R3.11.23	R3.11.23	1
行為	スチール撮影			R3.11.29	R3.11.29	1
行為	スチール撮影			R3.11.29	R3.11.29	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R3.12.17	R3.12.17	1
行為	フォグマシン・霧検証実験			R3.11.30	R3.11.30	1
行為	テレビ撮影			R3.12.1	R3.12.1	1
行為	ディスクドッグ大会			R3.12.11	R3.12.12	2
行為	物品販売			R3.12.12	R3.12.12	1
行為	物品販売			R3.12.12	R3.12.12	1
行為	物品販売			R3.12.12	R3.12.12	1
行為	ディスクドッグ大会			R3.12.25	R3.12.26	2
行為	物品販売			R3.12.26	R3.12.26	1
行為	物品販売			R3.12.26	R3.12.26	1
行為	物品販売			R3.12.26	R3.12.26	1
行為	駐車場			R4.2.12	R4.2.13	2

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	駐車場			R4.2.6	R4.2.6	1
行為	テレビ撮影			R3.12.10	R3.12.10	1
行為	結婚式の前撮り写真撮影			R4.1.14	R4.1.14	1
行為	犬イベント			R3.12.10	R3.12.11	2
行為	「埼玉県警察囃託警察犬指導士会」研修会			R3.12.15	R3.12.15	1
行為	スチール撮影			R3.12.9	R3.12.9	1
行為	駐車場			R4.1.15	R4.1.16	2
行為	結婚式の前撮り写真			R3.12.23	R3.12.23	1
行為	スチール撮影			R3.12.16	R3.12.16	1
行為	スチール撮影			R3.12.23	R3.12.23	1
行為	結婚式の前撮り写真			R4.2.15	R4. 2. 15	1
行為	ディスクドッグ大会			R4.1.8	R4.1.9	2
行為	物品販売			R4.1.9	R4.1.9	1
行為	物品販売			R4.1.9	R4.1.9	1
行為	物品販売			R4.1.9	R4.1.9	1
行為	ディスクドッグ競技会			R4.2.5	R3.2.6	2
行為	ディスクドッグ競技会			R4.2.26	R3.2.27	2
行為	駐車場			R4.1.8	R4.1.8	1
行為	駐車場			R3.12.27	R3.12.27	1
行為	結婚式の前撮り写真			R4.1.14	R4.1.14	1
行為	警察犬足跡追及作業等研修			R4.1.19	R4.1.19	1
行為	駐車場			R4.3.6	R4.3.6	1
行為	動画撮影			R4.1.11	R4.1.11	1
行為	スチール撮影			R4.1.13	R4.1.13	1
行為	結婚式の前撮り写真			R4.3.28	R4.3.28	1
行為	犬イベント			R4.1.16	R4.1.16	1
行為	動画撮影			R4.1.18	R4.1.18	1
行為	テレビ撮影			R4.1.19	R4.1.19	1
行為	警察犬の足跡追及作業等研修			R4.2.24	R4.2.24	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	動画撮影			R4.1.18	R4.1.18	1
行為	結婚式の前撮り写真			R4.1.20	R4.1.20	1
行為	スチール撮影			R4.1.27	R4.1.27	1
行為	スチール撮影			R4.1.28	R4.1.28	1
行為	ディスクドッグ大会			R4.2.12	R4.2.13	2
行為	物品販売			R4.2.13	R4.2.13	1
行為	物品販売			R4.2.13	R4.2.13	1
行為	物品販売			R4.2.13	R4.2.13	1
行為	動画撮影			R4.2.24	R4.2.24	1
行為	スチール撮影			R4.2.8	R4.2.8	1
行為	スチール撮影			R4.2.8	R4. 2. 8	1
行為	警察犬指導士会研修会			R4.2.18	R4.2.18	1
行為	結婚式の前撮り撮影			R4.3.1	R4.3.1	1
行為	結婚式の前撮り写真			R4.3.30	R4.3.30	1
行為	スチール撮影			R4.2.3	R4.2.3	1
行為	スチール撮影			R4.2.2	R4.2.2	1
行為	駐車場			R4.2.9	R4.2.9	1
行為	スチール撮影			R4.2.3	R4.2.3	1
行為	スチール撮影			R4.2.22	R4.2.22	1
行為	駐車場			R4.3.21	R4.3.21	1
行為	スチール撮影			R4.2.17	R4.2.17	1
行為	スチール撮影			R4.2.16	R4.2.16	1
行為	イベント			R4.3.25	R4.3.25	1
行為	動画撮影			R4.2.17	R4.2.17	1
行為	スチール撮影			R4.2.18	R4.2.18	1
行為	動画撮影			R4.2.21	R4.2.21	1
行為	動画撮影			R4.3.7	R4.3.7	1
行為	動画撮影			R4.2.21	R4.2.21	1
行為	スチール撮影			R4.2.25	R4.2.25	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	結婚式の前撮り写真			R4.3.31	R4.3.31	1
行為	結婚式の前撮り写真			R4.3.24	R4.3.24	1
行為	スチール撮影			R4.2.25	R4.2.25	1
行為	結婚式の前撮り写真			R4.3.17	R4.3.17	1
行為	ディスクドッグ競技会			R4.2.19	R4.2.20	2
行為	スチール撮影			R4.3.2	R4.3.2	1
行為	犬イベント			R4.3.5	R4.3.5	1
行為	犬イベント			R4.3.6	R4.3.6	1
行為	スチール撮影			R4.2.28	R4.2.28	1
行為	スチール撮影			R4.3.3	R4.3.3	1
行為	スチール撮影			R4.3.1	R4. 3. 1	1
行為	犬イベント			R4.3.4	R4.3.6	3
行為	ディスクドッグ大会			R4.3.12	R4.3.13	2
行為	物品販売			R4.3.13	R4.3.13	1
行為	物品販売			R4.3.13	R4.3.13	1
行為	犬イベント			R4.3.19	R4.3.20	2
行為	物品販売			R4.3.20	R4.3.20	1
行為	物品販売			R4.3.20	R4.3.20	1
行為	駐車場			R4.3.5	R4.3.5	1
行為	犬イベント			R4.3.12	R4.3.12	1
行為	犬イベント			R4.3.13	R4.3.13	1
行為	スチール撮影			R4.3.1	R4.3.1	1
行為	スチール撮影			R4.3.4	R4.3.4	1
行為	結婚式の前撮り写真			R4.2.28	R4.2.28	1
行為	ディスクドッグ競技会			R4.3.26	R4.3.27	2
行為	スチール撮影			R4.3.10	R4.3.10	1
行為	スチール撮影			R4.3.10	R4.3.10	1
行為	スチール撮影			R4.3.7	R4.3.7	1
行為	スチール撮影			R4.3.10	R4.3.10	1

秋ヶ瀬公園 設置・占用・行為許可一覧

R4. 4. 1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	スチール撮影			R4.3.11	R4.3.11	1
行為	ディスクドッグ大会			R4.3.12	R4.3.12	1
行為	犬のコンペ			R4.3.12	R4.3.12	1
行為	ディスクドッグ大会			R4.3.13	R4.3.13	1
行為	物品販売			R4.3.13	R4.3.13	1
行為	物品販売			R4.3.13	R4.3.13	1
行為	犬のコンペ			R4.3.13	R4.3.13	1
行為	スチール撮影			R4.3.15	R4.3.15	1
行為	警察犬指導士会研修会			R4.3.16	R4.3.16	1
行為	スチール撮影			R4.3.16	R4.3.16	1
行為	結婚式の前撮り			R4.3.17	R4. 3. 17	1
行為	スチール撮影			R4.3.17	R4.3.17	1
行為	犬のオフ会イベント			R4.3.18	R4.3.18	1
行為	ディスクドッグ大会			R4.3.19	R4.3.19	1
行為	犬のオフ会イベント			R4.3.19	R4.3.19	1
行為	ディスクドッグ大会			R4.3.20	R4.3.20	1
行為	物販販売			R4.3.20	R4.3.20	1
行為	物販販売			R4.3.20	R4.3.20	1
行為	レクリエーション			R4.3.20	R4.3.20	1
行為	駐車場			R4.3.20	R4.3.20	1
行為	犬のオフ会イベント			R4.3.20	R4.3.20	1
行為	駐車場			R4.3.21	R4.3.21	1
行為	犬のオフ会イベント			R4.3.21	R4.3.21	1
行為	スチール撮影			R4.3.23	R4.3.23	1
行為	結婚式の前撮り			R4.3.24	R4.3.24	1
行為	生徒が授業で作ったもので実験したり楽しむため			R4.3.25	R4.3.25	1
行為	婚礼前撮り			R4.3.25	R4.3.25	1
行為	ディスクドッグ競技会			R4.3.26	R4.3.26	1
行為	駐車場			R4.3.26	R4.3.26	1

貸与可能備品一覧
秋ヶ瀬公園

別紙9

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	発電機	デンヨー GA-2605U2	1	平成22年度
2	レジスター	TEC MA2055	1	平成21年度
3	ハンマーナイフ式草刈機	バアロンネスハンマーナイフモアHMB950	1	平成24年度
4	原動機付自転車	ホンダ スーパーカブ	1	平成5年度
5	シュレッダー	明光商会 MSV-D26C	1	平成27年度
6	AED(自動対外式除細動器)	日本光電AED-3100	1	平成28年度
7	レジスター	TEC FS-2055-V2	1	平成30年度
8	乗用芝刈機	シバウラ GT162J-M	1	令和3年度

利用料金等の設定（秋ヶ瀬公園）

(1) 利用料金

ア 施設利用

施設名		現行料金(円)	
第一野球場	県内 一般	早朝(6:30~8:30)	780円
		半日(8:30~12:30)	1,570円
		半日(13:00~17:00)	1,570円
	県内 学生	早朝(6:30~8:30)	390円
		半日(8:30~12:30)	780円
		半日(13:00~17:00)	780円
	県外 一般	早朝(6:30~8:30)	1,170円
		半日(8:30~12:30)	2,350円
		半日(13:00~17:00)	2,350円
	県外 学生	早朝(6:30~8:30)	580円
		半日(8:30~12:30)	1,170円
		半日(13:00~17:00)	1,170円
第二野球場	県内 一般	早朝(6:30~8:30)	940円
		半日(8:30~12:30)	1,880円
		半日(13:00~17:00)	1,880円
	県内 学生	早朝(6:30~8:30)	470円
		半日(8:30~12:30)	940円
		半日(13:00~17:00)	940円
	県外 一般	早朝(6:30~8:30)	1,410円
		半日(8:30~12:30)	2,820円
		半日(13:00~17:00)	2,820円
	県外 学生	早朝(6:30~8:30)	700円
		半日(8:30~12:30)	1,410円
		半日(13:00~17:00)	1,410円
ソフトボール場	県内 一般	早朝(6:30~8:30)	780円
		半日(8:30~12:30)	1,570円
		半日(13:00~17:00)	1,570円
	県内 学生	早朝(6:30~8:30)	390円
		半日(8:30~12:30)	780円
		半日(13:00~17:00)	780円
	県外 一般	早朝(6:30~8:30)	1,170円
		半日(8:30~12:30)	2,350円

		半日(13:00~17:00)	2,350円
	県外 学生	早朝(6:30~8:30) 半日(8:30~12:30) 半日(13:00~17:00)	580円 1,170円 1,170円
サッカー場	県内 一般	半日(8:30~12:30)	1,880円
		半日(13:00~17:00)	1,880円
	県内 学生	半日(8:30~12:30)	940円
		半日(13:00~17:00)	940円
県外 一般	半日(8:30~12:30)	2,820円	
	半日(13:00~17:00)	2,820円	
テニス場 2時間単位(6:30~8:30) (8:30~10:30) 10:30~12:30) 12:30~14:30) 14:30~16:30)	県内 一般	早朝	620円
		平日	420円
		土・日・祝日	620円
	県内 学生	早朝	310円
平日		210円	
土・日・祝日		310円	
県外 一般	早朝	930円	
	平日	630円	
	土・日・祝日	930円	
県外 学生	早朝	460円	
	平日	310円	
	土・日・祝日	460円	
ラグビー場	県内 一般	半日(8:30~12:30)	1,880円
		半日(13:00~17:00)	1,880円
	県内 学生	半日(8:30~12:30)	940円
		半日(13:00~17:00)	940円
県外 一般	半日(8:30~12:30)	2,820円	
	半日(13:00~17:00)	2,820円	
県外 学生	半日(8:30~12:30)	1,410円	
	半日(13:00~17:00)	1,410円	

* 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業は、無料

とする。

- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催及び後援する事業は、一般の金額の半額とする。
- * 「学生」とは中学生及び高校生をいう。なお、小学生以下の団体はメンバー表提出で学生扱いとする。
- * 学校教育法にいう学校（大学、専修学校を除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は、学生料金を適用する。
- * 利用時間に、準備に関する時間及び利用後に原状回復に要する時間を含むものとする。
- * 野球場は利用当日の予約がない場合に限り、ソフトボールで利用することができる。
- * ソフトボール場は利用当日の予約がなく小学生以下の野球利用（団体）に限り、その施設を利用することができる。
- * ラグビー場及びサッカー場は利用当日の予約がなく、施設の形状を変えないで使用できる場合に限り、その競技に類似するスポーツで利用することができる。
- * 「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）第3条に規定する者が利用する場合は、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）で定める額を減免する。ただし、減免対象者を含む複数人で利用の申請をする場合に減免対象となるのは、減免対象者が使用する施設に限る。
- * 上記により算出した金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

イ 行為許可

行 為	現 行 料 金 (円)	
物品の販売、興行その他の営業行為 (フリーマーケット)	1 m ² 当たり	
	半日(4時間以内)	12円
	1日(4時間を超えて8時間以内)	24円
	8時間を超えて1時間延長ごと	3円
業として行う写真の撮影	1件当たり	
	半日(4時間以内)	2,670円
	1日(4時間を超えて8時間以内)	5,340円
	8時間を超えて1時間延長ごと	660円

業として行う映画等の撮影	1 件当たり 半日(4時間以内) 18,030円 1 日(4時間を超えて8時間以内) 36,060円 8時間を超えて1時間延長ごと 4,500円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	希望の国グラウンド 半日(8:30~12:30、13:00~17:00) 16,750円 1 日(8:30~17:00) 33,520円 1 時間延長ごと 4,190円 三ツ池グラウンド 半日(8:30~12:30、13:00~17:00) 33,520円 1 日(8:30~17:00) 67,050円 1 時間延長ごと 8,370円 トリム広場 半日(8:30~12:30、13:00~17:00) 20,950円 1 日(8:30~17:00) 41,900円 1 時間延長ごと 5,240円 管理事務所東側広場 半日(8:30~12:30、13:00~17:00) 15,500円 1 日(8:30~17:00) 31,000円 1 時間延長ごと 3,870円 上記以外の場所 1 m ² 当たり 半日(4時間以内) 4円 1 日(4時間を超えて8時間以内) 8円
広告物の表示	表示面積 1 m ² 当たり 半日(4時間以内) 1,050円 1 日(4時間を超えて8時間以内) 2,100円 8時間を超えて1時間延長ごと 250円

* 行為に要する面積が 1 m²未満であるとき、又はその面積に 1 m²未満の端数があると

きは、1㎡として計算するものとする。

- * 行為に要する時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- * 表の行為は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催及び後援する事業は、表の金額の半額とする。
- * 学校教育法にいう学校（大学、専修学校を除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業は、表の金額の半額とする。
- * 地元市が運営する実行委員会主催事業は、無料とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、広場、希望の国グラウンド、三ツ池グラウンド、トリム広場、管理事務所東側広場を除く場所での「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110（現行108）を乗じて得た額とする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行いかつ入場料又はこれに類するものの徴収をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の100分の6に相当する額又は52,380円（現行51,430円）のいずれか高い額とする。
- * 上記により算出した金額が、10円未満であるときの料金は、0円とする。また、10円以上となる場合において、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 現状

行 為	現 行 料 金 (円)
炊飯場	1,050 円
バーベキューエリア	1 火気用具当たり 1 日 500 円 (8:30~17:00)
バーベキューサービス (2 名以上からの利用)	大人 1 名当たり 1,320 円 子ども 1 名当たり 660 円 (10:00~15:00)
生涯スポーツエリア	団体 (6 人以上) 県内 2 H 1,570 円 県外 2 H 2,350 円 (8:30~10:30、10:30~12:30、13:00~15:00、 15:00~17:00) 個人 県内 2 H 260 円 県外 2 H 390 円 県内半日 520 円 県外半日 780 円 (8:30~10:30、10:30~12:30、13:00~15:00、 15:00~17:00)
ニュースポーツエリア	県内半日 2,100 円 県外半日 3,150 円 (8:30~12:30、13:00~17:00)

- * 炊飯場の利用について、障害者が使用する場合は、無料とする。この場合、「障害者」とは、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例第 3 条及び同条例施行規則第 3 条」に該当する方をいう。なお、この場合、規則第 3 条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替える。
- * 炊飯場の利用について、学校教育法にいう学校（大学、専修学校は除く）が主催する事業で使用する場合は半額とする。
- * 障害者が同一時間帯に同一施設を複数利用する場合、利用料金を無料とされるのは最小貸出単位のみとする。
- * バーベキューエリアでの料金は、使用する火気用具 1 個（セット）単位とする。
- * 生涯スポーツエリアの利用は、ターゲットバードゴルフ、ディスクゴルフ等。
- * ニュースポーツエリアの利用は、フリスビー、グラウンドゴルフ等。
- * 希望の国グラウンド、三ツ池グラウンド、トリム広場でのニュースポーツ利用に関し

ては、ニュースポーツエリアの料金を適用する。

秋ヶ瀬公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	/	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	/	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	/	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17・03・22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	/	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	/	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	/	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	○	受水槽>10m ³
	小規模貯水槽水道の検査	条例等	/	受水槽≤10m ³ 、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	/	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。

点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家用発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐压試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐压試験			○
	内部点検			○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
計器の較正			○		
監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		

注1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
標識・他物との隔離距離		○	○		
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
配電設備 (屋外電線路を含む)	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
	計器の校正		○		
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	その他の機器	外観点検	○	○	
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検				
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○			
				始動試験	○	○			
				機関主要部分の分解			○		
				排ガス測定		○			
				内燃機関の分解			○		
				ガスタービン	外観点検	○	○		
					計器盤点検	○	○		
					振動・異音・異臭等	○	○		
					油面、漏れ等	○	○		
					燃焼器点検		○		
					機器内部点検		○		
					高温部分分解点検			○	
					オーバーホール			○	
					ガス圧縮機	外観点検	○	○	
						保安装置		○	
			カップリング			○			
			オイルポンプ			○			
			スクリュー圧縮機分解点検				○		
			補機類	外観点検	○	○			
				振動・異音・異臭等	○	○			
				駆動機シリンダ部グリース補給		○			
				リミットスイッチ動作位置		○			
				軸受部開放点検			○		
			計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
				異音、振動、漏れ等	○	○			
				ベルトの点検、調整		○			
				総合分解点検			○		
			純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○		
				計器点検	○	○			
				純粋タンク水位、流量	○	○			
				カートリッジ純水器再生	○	○			
				総合システム点検		○			
				純水加圧ポンプの分解点検			○		
			始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
				安全弁の作動	○	○			
				潤滑油交換		○			
				ベルトの点検、調整		○			
				ピストン、シリンダーの分解点検			○		
				外観点検	○	○			
			発電機関係	整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○			
				制御装置点検		○	○		
				接地線接続部の点検		○			
				内部点検			○		
				絶縁抵抗・接地抵抗測定		○			
				保護継電器の動作試験		○			
				需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ		
蓄電池	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ						
常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○				
			始動試験	○	○				
			機関主要部分の分解		○	○			
			排ガス測定		○				
			内燃機関の分解			○			

注4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検			
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン	外観点検	○	○		
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分解点検			○	
				オーバーホール			○	
				ガス圧縮機	外観点検	○	○	
					保安装置		○	
					カップリング		○	
					オイルポンプ		○	
		スクリュー圧縮機分解点検				○		
		補機類	外観点検	○	○			
			振動・異音・異臭等	○	○			
			駆動機シリンダ部グリース補給		○			
			リミットスイッチ動作位置		○			
			軸受部開放点検			○		
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
			異音、振動、漏れ等	○	○			
			ベルトの点検、調整		○			
		純水製造装置 水噴射装置	総合分解点検			○		
			漏れ等	○	○	○		
			計器点検	○	○			
			純粋タンク水位、流量	○	○			
			カートリッジ純水器再生	○	○			
		始動用空気圧縮機	総合システム点検		○			
			純水加圧ポンプの分解点検			○		
			ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
			安全弁の作動	○	○			
			潤滑油交換		○			
			ベルトの点検、調整		○			
		ピストン、シリンダーの分解点検			○			
		配電盤	外観点検	○	○			
			機器損傷の有無	○	○			
			埃等の侵入防止、清掃	○	○			
			端子台、コネクタ等	○	○			
			操作、切換開閉器の動作試験		○			
			締付けねじの増締め		○			
ヒューズ類の点検			○					
盤内取付器具の加熱変色、損傷			○					
盤内、外面の清掃			○					
自動電圧調整器の外観、調整範囲確認			○					
その他配電設備と同じ			○					
絶縁抵抗測定			○					
発電機関係	音響、振動、異臭等		○	○				
	軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○					
	グリースの劣化・漏れ等		○					
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○					
	内部分解点検			○				
	軸受の点検、交換			○				
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○					
保護継電器の動作試験		○						
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。				

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
			始動試験	○	○	
			機関主要部分の分解		○	
			内燃機関の分解			○
		発電機関係	外観点検	○	○	○
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○	
			制御装置点検の点検		○	
			接地線接続部の点検		○	
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
			保護継電器の動作試験		○	
		蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
		車両	ブレーキ	○	○	
			タイヤ	○	○	
			エンジン関係	○	○	
			燃料	○	○	
			ライト、ウインカー	○	○	
			その他	○	○	
			排ガス測定		○	
		太陽電池アレイ（架台を含む。）	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			開放電圧測定		○	
		中継端子箱アレイ出力開閉器	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			保護機能試験		○	
		インバータ	外観点検	○	○	
			異音、異臭等	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
		系統連係保護装置	保護機能試験		○	
			外観点検	○	○	
接地線接続部	○		○			
絶縁抵抗測定			○			
投入ロック試験			○			
保護継電器の動作試験		○				
接地設備	接地抵抗測定		○			
風力発電設備	風車	外観点検	○	○		
		尾翼ダンパー点検、交換				
		ブレード点検、交換			○	
	タワー	外観点検	○	○		
		ウインチ点検		○		
	風速計	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
	発電機	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
		ブラシ点検、交換			○	
		オーバーホール			○	
絶縁抵抗測定		○				
インバータ	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
接地設備	接地抵抗測定		○			

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1-2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 <small>(非常用予備発電装置を含む)</small>	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1-3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1回
	内燃力発電所	毎月	2回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1回
	内燃力発電所	毎年	1回
精密点検	需要設備	3～8年	1回
	内燃力発電所	3～8年	1回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1回
自主検査		工事完了後	

注1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

別紙

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたがい、原則として別表第1のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

指定管理業務に関する特記仕様書（秋ヶ瀬公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - (2) 国又は県が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額すること。
 - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
 - (4) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。
 - イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。
 - ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。
- 4 植物管理業務について
公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。
- 5 埼玉県県営公園施設予約サービスに関する次の業務を行うこと。
 - (1) 埼玉県県営公園施設予約サービスの利用者登録の受付・確認・登録証の発行等。
 - (2) 秋ヶ瀬公園の施設に関する照会・予約及びキャンセルの受付等。
※埼玉県県営公園施設予約サービスの運用状況に変更がある場合は、別途調整を行う。
- 6 防犯対策に配慮すること。
埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。

7 地元ボランティア団体等との連携を図ること。

地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。

8 遊具については、次の安全対策を行うこと。

- (1) (一社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準 J P F A - S : 2 0 1 4」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。また、同規準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。
- (2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。

9 設置許可施設との協力体制に努めること。

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の許可を受けて、当公園内に施設を設けている者とは、互いに協力して管理を実施し、当公園のより一層の発展に努めること。

10 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

11 河川増水時には、利用者への安全対策及び施設・工作物等の撤去を行うとともに、その後の速やかな復旧に努めること。

- (1) 荒川の堤外地に位置するため、河川の水位が上昇し冠水が予想される場合には、利用者に対して安全対策を講じるとともに、園内の施設・工作物の撤去等の対応を行うこと。
- (2) 冠水後も必要な安全対策を講じるとともに、ゴミの撤去、清掃等を行い、速やかな復旧に努めること。

12 ヘリポートの運営に協力すること。

都市公園法第5条第1項の規定により、県交通政策課が設置許可を受けたヘリポート場及びその周辺の雑草刈払いを行い、ヘリポートへ離発着するヘリの安全な運航に資すること。

13 生態系保護について配慮すること。

ピクニックの森、野鳥園、水棲植物園部分及びその周辺部の植栽等の管理に当たっては、関係団体と連携して野鳥等の生態系保護に配慮した管理とすること。

14 炊飯場及びバーベキューエリアの利用者について配慮すること。

炊飯場及びバーベキューエリアについては、多くの利用者がいることから自主事業として継続するなど、一定の配慮を行うこと。

15 ターゲットバードゴルフの利用者について配慮すること。

現指定管理者が、自主事業として生涯スポーツエリアで実施しているターゲットバードゴルフ利用については、利用者からの強い要望があること等から、自主事業として継続するなど一定の配慮を行うこと。

16 本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。